

## 議案第 1 号

富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の  
専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のと  
おり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 2 4 年 8 月 2 7 日提出

富津市長 佐久間 清 治

## 提案理由

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令（平成 2 4 年政令第 1 9 8 号）が施  
行されたことに伴い、裁判所からの保護命令が配偶者に発せられた者をひとり親家  
庭等医療費等の受給資格者に追加する条例の一部改正について、地方自治法第 1 7  
9 条第 1 項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないこ  
とが明らかであると認め、8 月 1 4 日専決処分したので、これを報告し、承認を求  
めるものである。

専決第 6 号

専決処分書

富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

平成 24 年 8 月 14 日

富津市長 佐久間 清 治

富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例  
富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成19年富津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の療養に係る医療費等から適用し、同日前の療養に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。